

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区和泉四丁目在住個人	事故日：平成31年4月18日 場 所：杉並区本天沼三丁目 ・庁有車が、防災備蓄物品の搬送中、交差点を左側から飛び出してきた相手方自転車と接触し、相手方が転倒した際に、負傷させるとともに、自転車を破損させた。 (総務部)	47,410円
			(内訳) 物損分 24,000円 人身分 23,410円 令和元年11月20日
2	杉並区上荻一丁目所在法人	事故日：令和元年9月26日 場 所：杉並区成田西三丁目 ・庁有車が、五日市街道を走行中、歩道上に設置していたガードパイプ及びガードポールに衝突し、破損させた。 (都市整備部)	244,200円
			令和元年12月2日

3	杉並区阿佐谷北 四丁目在住 個人	<p>事故日：令和元年11月11日 場 所：杉並区阿佐谷北四丁目</p> <p>・清掃車が、不法投棄物の回収中、私道へ左折した際、相手方所有のビルの敷地内に設置してあったステンレス製のポールと接触し、破損させた。</p> <p>(環境部)</p>	91,212円
			令和元年12月6日
4	神奈川県川崎市 多摩区菅稲田堤 一丁目在住 個人	<p>事故日：令和元年11月10日 場 所：杉並区松ノ木運動場駐車場</p> <p>・杉並区区民体育祭軟式野球大会の試合中、打球が防球ネットを超え、運動場駐車場に停車中の車両のフロントガラスに直撃し、損傷を与えた。</p> <p>(区民生活部)</p>	264,154円
			令和元年12月6日
5	杉並区本天沼 三丁目在住 個人	<p>事故日：令和元年9月9日 場 所：杉並区本天沼三丁目</p> <p>・台風15号により本天沼保育園敷地内の樹木の枝が折れ、隣家の駐車場に停車中の車両のボンネットに落下して、損傷を与えた。</p> <p>(子ども家庭部)</p>	155,218円
			令和2年1月23日